

足立区障がい福祉サービス等従事者永年勤続褒賞要綱

(目的)

第1条 足立区内（以下「区内」という。）の障がい福祉サービス等事業所に勤務する者の意欲向上と障がい福祉事業に対する社会的評価の向上を図るため、成績優秀な永年勤続従事者に対して行う褒賞について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 区長は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく事業の指定を受けている事業所（以下「指定障がい福祉サービス等事業所」という。）に勤務する者で、次の各号のいずれにも該当するものを褒賞する。

(1) 次条に定める基準日（以下「基準日」という。）において、区内の指定障がい福祉サービス等事業所に勤務していること。

(2) 基準日において、区内の指定障がい福祉サービス等事業所における勤続年数が第4条に定める基準に該当すること。

(3) 勤務成績が優秀であること。

(4) 勤務先の区内の指定障がい福祉サービス等事業所において、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に加入していること。

(5) 指定障がい福祉サービス等事業所の利用者に直接介護サービスを行う者（当該指定障がい福祉サービス等事業所を運営する法人の役員を除く。）であること。

(6) 別表に掲げる事業種別に応じ、同表に定める職種に従事していること。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、前項の対象者が次の各号のいずれかに該当する者である場合は、褒賞の対象としないことができる。

(1) 基準日において、刑事事件に関して起訴されている者又は刑に処せられていた者（刑の消滅した者を除く。）

(2) 過去に別表に掲げる事業種別及び職種の従事者としてこの要綱に基づく褒賞を受賞した者で、当該褒賞と同じ勤続年数の区分により推薦されたもの

(3) 推薦書（様式第1号）及び足立区障がい福祉サービス等従事者永年勤続褒賞受賞候補者名簿（様式第2号）により勤続年数を確認することができない者

(4) 第6条第2項に規定する場合において、勤務証明書（様式第3号）が添付されていない者

(5) その他第7条の規定による審査において区長が不相当と認めた者
(基準日)

第3条 この要綱に基づく褒賞の基準日は、当該年度の8月31日とする。

(勤続年数の基準)

第4条 この要綱に基づく褒賞の対象となる勤続年数の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 勤続5年 1又は複数の区内の指定障がい福祉サービス等事業所に継続して5年以上10年未満勤務していること。

(2) 勤続10年 1又は複数の区内の指定障がい福祉サービス等事業所に継続して1

0年以上15年未満勤務していること。

(3) 勤続15年 1又は複数の区内の指定障がい福祉サービス等事業所に継続して15年以上20年未満勤務していること。

(4) 勤続20年 1又は複数の区内の指定障がい福祉サービス等事業所に継続して20年以上25年未満勤務していること。

(5) 勤続25年 1又は複数の区内の指定障がい福祉サービス等事業所に継続して25年以上勤務していること。

2 前項に定める勤続年数に病気休暇等の事由により実務に従事していなかった期間がある場合は、当該勤続年数から当該期間を差し引くものとする。

(褒賞)

第5条 区長は、この要綱に基づく褒賞の対象となる者に対し、褒状及び次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする記念品を贈呈するものとする。

(1) 勤続5年 5,000円

(2) 勤続10年 10,000円

(3) 勤続15年 15,000円

(4) 勤続20年 20,000円

(5) 勤続25年 25,000円

(推薦手続)

第6条 区内の指定障がい福祉サービス等事業所を管理する法人（以下「推薦者」という。）は、当該事業所において第2条に定める対象者に該当すると認められる者（以下「候補者」という。）があるときは、推薦書及び足立区障がい福祉サービス等従事者永年勤続褒賞受賞候補者名簿を区長に提出するものとする。

2 前項の場合において、当該候補者の勤続年数に当該候補者を推薦する法人が管理する指定障がい福祉サービス等事業所でない区内の指定障がい福祉サービス等事業所の勤続年数が含まれるときは、勤務証明書に当該事業所に勤務していた旨の証明を受け、前項の書類とともに区長に提出するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、この要綱に基づく褒賞の推薦手続は、足立区オンライン申請システムを使用する方法により行うことができる。

(褒賞の決定)

第7条 区長は、前条の規定による推薦があった場合は、同条の規定に基づき提出された書類（以下「提出書類」という。）の内容を審査し、褒賞する者を決定する。

2 区長は、前項の規定により褒賞する者を決定したときは、当該推薦者にその旨を通知する。

(褒賞の取消し)

第8条 区長は、前条第1項の規定による決定をした場合において、提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、当該提出書類に係る者に対する褒賞を取り消すことができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則（8足福障発第351号 令和8年4月24日 区長決定）
（施行期日）

1 この要綱は、決定の日から施行する。

（経過措置）

2 令和8年度に限り、第6条の規定に基づく推薦については、同条の規定にかかわらず、別に定める様式により行うことができる。

別表（第2条関係）

足立区障がい福祉サービス等従事者永年勤続褒賞対象事業種別・職種一覧

区分	事業種別	職種
障害者支援施設系 (入所・通所)	生活介護	管理者／サービス管理責任者／生活支援員 ／職業指導員／看護師／栄養士／調理員／ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
	自立訓練（機能訓練）	管理者／サービス管理責任者／生活支援員 ／理学療法士・作業療法士・言語聴覚士／ 看護師
	自立訓練（生活訓練）	管理者／サービス管理責任者／生活支援員 ／職業指導員／相談支援専門員
	就労移行支援	管理者／サービス管理責任者／職業指導員 ／就労支援員／生活支援員／職業カウンセ ラー
	就労選択支援	管理者／サービス管理責任者／職業指導員 ／就労支援員／生活支援員／職業カウンセ ラー
	就労継続支援A型	管理者／サービス管理責任者／職業指導員 ／就労支援員／生活支援員
	就労継続支援B型	管理者／サービス管理責任者／職業指導員 ／生活支援員／看護師
	施設入所支援	管理者／サービス管理責任者／生活支援員 ／看護師／栄養士／調理員／夜勤職員
	短期入所 (生活・医療型)	管理者／サービス管理責任者／生活支援員 ／看護師／介護職員／夜勤職員
	共同生活援助 (グループホーム)	管理者／サービス管理責任者／世話人／生 活支援員／夜勤職員／看護師
	地域活動支援センター	管理者／サービス管理責任者／生活支援員
児童系サービス	児童発達支援	管理者／児童発達支援管理責任者／保育 士・児童指導員／理学療法士・作業療法 士・言語聴覚士
	医療型児童発達支援	管理者／児童発達支援管理責任者／保育 士・児童指導員／看護師／理学療法士・作 業療法士・言語聴覚士／医師
	放課後等デイサービス	管理者／児童発達支援管理責任者／保育 士・児童指導員／心理士等
	保育所等訪問支援	管理者／児童発達支援管理責任者／訪問支 援員／保育士／理学療法士・作業療法士・ 言語聴覚士
	福祉型障害児入所施設	管理者／児童指導員／保育士／看護師／生

		活支援員／夜勤職員
	医療型障害児入所施設	管理者／医師／看護師／理学療法士・作業療法士・言語聴覚士／保育士・児童指導員
居宅系サービス	居宅介護	管理者／サービス提供責任者（介護福祉士等）／ホームヘルパー
	重度訪問介護	管理者／サービス提供責任者／ホームヘルパー
	行動援護	管理者／行動援護従業者／サービス提供責任者
	同行援護	管理者／同行援護従業者
	重度障害者等包括支援	管理者／サービス管理責任者／生活支援員／看護師
相談支援系	計画相談支援	管理者／相談支援専門員
	障害児相談支援	管理者／相談支援専門員
	地域移行支援	管理者／相談支援専門員／生活支援員 地域移行促進員
	地域定着支援	管理者／相談支援専門員／生活支援員